



而	フ	ニ	シ	要	権	ト	主	後	財	然
レ	ヲ	於	タ	十	能	リ	ノ	ニ	産	レ
テ	得	テ	ル	ニ	ヲ	以	金	タ	ハ	レ
テ	セ	ハ	財	資	行	認	錢	ル	買	立
ク	シ	之	産	本	ノ	メ	ニ	ニ	主	法
之	ム	リ	ヲ	ヲ	能	ス	乞	非	ニ	者
ヲ	ル	シ	富	立	ハ	蓋	ニ	ス	危	ハ
早	ヲ	テ	復	替	サ	シ	キ	ト	険	受
復	至	テ	帰	入	ル	賣	力	見	ア	戻
久	当	債	セ	其	ニ	主	為	做	ル	権
入	ト	務	シ	債	当	金	メ	久	カ	能
中	ス	者	ム	務	リ	ニ	奇	ニ	故	ヲ
心	レ	ニ	ル	者	其	乞	利	ヨ	ニ	付
心	レ	代	ノ	ノ	債	ニ	ヲ	リ	其	シ
心	利	リ	理	資	権	キ	博	買	実	テ
心	害	受	ア	産	者	カ	セ	主	價	賣
心	ヲ	戻	リ	中	受	為	ム	ヲ	ヲ	渡
心	異	権	ト	其	戻	メ	ル	シ	以	ニ
心	ニ	能	信	賣	必	受	ル	テ	テ	タ
心	シ	ヲ	ス	渡		戻	コ	賣	賣	ル
心	行	行	ル							

コヲ得セシムルヲ至当トス是レ利害ヲ異ニシ

而シテ等シク之ヲ保護スヘキモノナリハ法

律上損失ヲ避ケシコトヲ求ムルモノヲテ利

益ヲ得シコトヲ求ムル者ニ勝ラシムル場合ノ

一ナリト云フヘシ

然レ凡ル債権者其債務者受戻権能ヲ濫用スル

コト無カラシメシカ為メ本條ハ債権者先ツ其

債務者ノ無資力ヲ証明スルヲ要ストシ通常債

権者其債務者ノ権利ヲ公示スル場合ヲ規定シ

財産編第百三十九條ニ記載セリ裁判所ノ代

位ヲ以テ必要トセズ



シタニ費用ヲ負担セシメ又更ニ之ヲ  
シタニ費用ヲ負担セシメ又更ニ之ヲ

債權者他ノ請求ヲ為スルキハ其第一ノ債權者

、辨濟シタル所ノモノヲ減少シ猶ホ代金ノ残

額アリトキハ其残額ノ之ニ并濟スルニ何

トナレハ買主第一ノ債權者ノ并濟シタル所ノ

モノハ即チ其物ヲ保存スルカ爲メ支出シタル

費用ナレハナリ此ノ如ク順次買主ノ拂ツタル

所ノモノハ代金ヨリ之ヲ差引カ故ニ結局其代

金ノ全部ヲ拂出終ルニ至ルトキハ賣主ノ債權

者又買主ニ對シ何等ノ請求ヲモ爲スコト能ハ

サニ至ルニ

第八十七條

賣主買戻権能ヲ有スル下キハ其買主ノ權利ヲ

解除スルニ至ルヲ停止スル所ノ條件附ノ權

利ヲ有スルモノナリ故ニ其權利ノ全部若クハ

一方ヲ処分スルト得

是ヲ以テ賣主ハ其受戻権能ヲ讓渡スルト得

是レ間接ニ受戻ニヨリ其恢復スルキモノヲ

讓渡スルナリ又賣主ハ直接ニ其賣渡ニタリ

モノヲ讓渡スルト得此場合ニ於テハ間接ニ

受戻権能ヲ讓渡シタリ得此場合

受戻権能ヲ讓渡シタルモノナリ而シテ此場合

ニ接テハ賣主ハ決シテ他人ノ物ヲ賣渡シタル

モノト謂フ可ラズ何トナレハ其物ハ受戻権能

ヲ行フノ停止條件付ニテ賣主ニ屬スルモノナ

レハナリ

又賣主ハ所有權以外ノ物權ヲ其賣渡シタル物

上ニ設定スルコトヲ得詳カニ之ヲ謂ハ其物

ヲ抵当トシ賃借ニ又ハ利益權若クハ地益權ヲ

設クルコトヲ得然レ比其結果ハ受戻権能若ク

ハ賣渡物ノ所有權ヲ讓渡シタルトキト大ニ異

ナルモノナリ

是	非	当	賣	條	人	戻	ヲ	ハ	賣
ヲ	ル	ノ	主	件	名	権	以	所	主
以	カ	場	ノ	附	ヲ	能	テ	有	所
テ	故	合	名	ノ	ヲ	ヲ	ス	權	有
所	十	ヲ	ヲ	所	以	行	ル	外	權
有	リ	除	以	有	テ	フ	モ	ノ	以
權	テ	ク	テ	權	戻	コ	亦	物	外
以	ハ	ノ	戻	ヲ	能	ト	賣	權	ノ
外	何	外	ヲ	讓	ヲ	能	主	ヲ	物
ノ	料	賣	為	受	行	ハ	ノ	讓	權
物	外	主	ス	ケ	フ	久	在	受	ヲ
權	ハ	ノ	コ	サ	能	蓋	ヲ	タ	設
ハ	具	債	ト	ル	ハ	ニ	以	ん	定
其	其	權	能	カ	サ	談	テ	モ	ニ
權	ハ	者	ハ	故	ル	讓	ス	ノ	ハ
利	ハ	タ	サ	=	ハ	受	ル	ハ	場
ヲ	ハ	ん	ル	ニ	其	人	モ	自	合
有	ハ	モ	ハ	テ	未	ノ	自	己	=
ス	ハ	ノ	ハ	又	夕	自	ラ	ノ	於
ル	ハ	=	抵	其		己	受	在	テ



是ヲ以テ所有權以外ノ物權ハ其權利ヲ有スル

以外ノモノ受戻権能ヲ行フタルトキ始メテ發

生スルモノナリ

其受戻権能ヲ行フヘキモノハ第一賣主自身ナ

リトス蓋シ賣主受戻権能ヲ行フトキハ即チ其

承諾シタル權利ヲ確認スルモノニシテ其讓受

人ニ對シ担保義務ヲ尽シタルモノナリ

第二ニ受戻ヲ行フヘキモノハ前條ニ規定シタル

ニ場合ニ於テ賣主ノ債權者タルモノトス蓋シ前

條ニ規定シタル場合ニ於テ債權者其債務者ノ

名ヲ以テ其權利ヲ行フタルトキハ恰モ債務者

自ラ受戻ヲ行フタル中ハ同一ノ結果ヲ生ジテ	三者ノ物権ハ其効力ヲ保全スルニ故ニ此ノ如	キ場合ニ於テハ債権者ハ輕忽ニ受戻権能ヲ行	ハサニ <sup>判</sup> 理アリトス何トナレハ其利益ヲ得ル	モノハ物権ノ讓受人ニシテ債権者ハ是レカ爲	メ利ヲ得ルコト甚クナレハナリ且其物権	タル固ヨリ公示ヲ得 <sup>經</sup> ルニキモノナレハ力故ニ債権	者ハ其如何ナル權利ニシテ何人ニ屬スルカヲ	知ルヲ得ルニ故ニ債権者ハ其該物権アリカ爲	メ自己ノ利アリコト少キヲ知ルヲ以テ實際受
----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------------------	----------------------	--------------------	--------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------

ノ自己ノ利ア  
ルコト少キヲ  
知ルヲ以テ  
實際受

戻権能ヲ行使  
スルコト無カ  
ル一ニ

然リ而シテ買  
主前條ニ後ヒ  
債権者ニ并濟  
ヲ為

スノ權利ヲ行  
ハント欲スル  
トキハ又賣主  
ノ弟

諾ニタレ物  
権ノ價額ヲ以  
テ其代價ヨリ  
控除シ

其殘額ノ之ヲ  
并濟スルニ止  
マレトシ得  
何ト

ナレハ受戻  
権能ハ賣主  
ノ承諾ニタ  
レ物権ヲ確

認スルモノニ  
シテ債権者  
其物ヲ公賣  
ニ付スル

モ該物権ノ附  
着シタレ終ニ  
非レハ之ヲ  
賣渡ス

コト能ハス  
而シテ其價  
格ノ控除ノ  
結果ヲ被  
ル

可ケレハナ  
リ

又第三ニ受戻権能ヲ行フヘキモノハ受戻権若

クハ物ノ讓受人ナリト又固ヨリ其讓受人ハ自

己ノ名ヲ以テ受戻ヲ行フヘシト虽凡其受戻権

若クハ所有権ヲ取得シタルニ当リ既ニ己ニ賣

主ノ設定シタル權利ヲ登記ニヨリ了知スルヲ

以テ其權利ノ結果ヲ被ラサルヲ得ス然レモ尔

譲受人賣至ニ對シ担保訴權ヲ行フヲ得ヘシ

第<sup>賣買</sup>八十八條ニ於テハ賣主ノ負擔タルノキモノ

トシテ唯代價ノ返還及ビ買主ノ支拂フタル費

用ノ賣買

トシテ唯代價ノ返還及ヒ買主ノ支拂フタル費

用ノ償還ノ示タルニ消キスト雖凡猶ホ

賣主買主ノ偶々買受物ニ加ヘタル費用ヲ弁償

七廿ル可ラズ他人ノ物ニ加ヘタル費用ハ之ヲ

三種ニ別スヘキコトハ屢々其適用ヲ説明ス

ルニ當リ弁明シタル所ナリ即チ物ヲ保存スル

所ノ必要費用之ヲ改良スル所ノ有益費用及ヒ

單純ノ贅沢費用ノ三者是ナリ而シテ所有者自

己ノ物ヲ恢復スルニ當テハ占有者ニ必要費用

及ヒ有益費用ヲ弁償スヘキコトハ爾既ニ法律ノ

明文アリ所ナリ財産漏落百九十六條ヲ參觀ス

費用ヲ并償セザルトキハ遂ニ買受物ヲ保存シ	スルニ及ハズ蓋シ賣主若シ保存費用及ヒ改良	然ナリ然レハ贅沢費用ニ至ラハ敢テ之ヲ并償	存費用及ヒ改良費用ヲ并償スルヲ要スルヤ当	受戻権能行使ノ場合ニ於テモ賣主ハ買主ニ保	サレ可ラス(上第五十八條ヲ参觀スヘシ)	ニテ之ヲ加ヘタルトキハ猶ホ賣主之ヲ并償セ	其費用ノ贅沢費ナルトキトモ凡猶ホ買主善意	於テ之ニ一切ノ費用ヲ返還スヘク加之ナラズ	ヘシ)且賣主ハ其買主ノ追奪ヲ被リタル場合ニ
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------

費用ヲ弁償セザルトキハ遂ニ買受物ヲ保存シ

若クハ改良スルノ費用ヲ支拂フタル買主ノ損

害ヲ以テ自己ノ利得ト為スニ至ルニ然レ凡

贅沢費ニ至テハ毫モ之ヲ返還スルニ及ハス何

トナレハ贅沢費ハ物ノ増價ヲ生ズルモノニ派

スレテ買主其費用ノ為メ損失ヲ被ルニ至ルハ

畢竟自己ノ不注意ノ致ス所ナリト謂ハザル可

ラザレハナリ

然リ而シテ保存費用ト改良費用トノ拘ニ法律

上一ノ差異ヲ設テ保存費用ハ賣買ノ代價ト同

シク受戻ノ為メ定メタル期限ニ至リ直キニ之





時賣主ヲシテ之ヲ并償セシムル中ハ大ニ之ヲ

シテ困難セシムルコト無シトセズ且法律上賣

主ヲシテ猶餘期限ヲ得ルコト能ハルヲシムル

トキハ惡意ノ買主ハ之ヲ奇貨トシテ受戻権能

ノ行使ヲ被ルコトヲ免ルニ至ルハニ詳カニ

之ヲ謂ハ買主賣主ノ資産ニ不相当ナル改良

費用ヲ加ヘ賣主ヲシテ之ヲ并償スルノ力ナキ

力為メ受戻権能ヲ行フ能ハサルニ至ルコト無

シトセズ且通常受戻権能ヲ要スル場合ニ於

テハ賣主其財産屬有<sup>裕</sup>テ却テ稍ヤ困難

ナル地位ニ在ルモノナレバ故ニ改良費用少シ

物ヲ使用シタルトキハ其使用料ヲ拂ハシメ	買主シテ之ニ果実及ヒ生産物ヲ返還シ又其	代價ノ利息ヲ弁償セシムルトキハ又	要求スルキモノニ非レハナリ蓋シ賣主シテ	其利息タル受戻期限ニ至ルモ亦以後ニ至ルモ	本條ニ代價ノ利息ノ弁償ノコトヲ言ハザルハ	猶餘期限ヲ許スコトヲ得セシメテハ所以ナリ	改良費用ノ弁償ニ付テハ裁判所ヲシテ賣主ニ	ハ到底受戻権能ヲ行フコト能ハザルニ是レ	ノ大ニシテ即時之ヲ弁償セザルヲ得ザルトキ
---------------------	---------------------	------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----------------------

物ヲ使用シタルトキハ其使用料ヲ拂ハシメ

ル可ラズ此ノ如キハ彼我ノ關係ヲシテ愈々錯

雜ナラシメ遂ニ訴訟ヲ醸成スルニ至ルハ是

ヲ以テ代價ノ利息ト物ノ果實トハ財産編芽四

百十二條ノ原則ニヨリ相殺スルキモノト也リ

然レ凡同條ノ利息ト果實トヲ相殺セシムルハ

實際其果實ヲ收受シタル場合ニ限ルカ故ニ果

實ノ收受前ニ受戻権能ヲ行フタルトキハ賣主

代價ノ利息ヲ返還スルキヤ明カナリ

末項ニ於テ買主ニ許典スル所ノ留置権ハ既ニ

財産編芽ニ條ニ於テ物上担保トシテ掲ケタル

第 八 十 九 條 以 下 ノ 三 條 ハ 不 動 産 ノ 不 分 ノ 部 分	ル コ ト ヲ 豫 防 セ ン ト シ タ ル コ ト ヲ 見 ル ニ	用 外 又 ハ 至 当 ノ 範 圍 外 ニ 於 テ 所 有 權 ノ 分 割 又	殊 ニ 受 戻 ノ 効 力 ニ ヨ リ 当 事 者 ノ 豫 知 シ タ ル 範	此 三 條 ニ 通 ス ル 原 則 ヲ 講 究 ス ル ト キ ハ 立 法 者	ル 受 戻 權 能 ノ 行 使 ヲ 規 定 ス ル ニ ヨ リ 而 シ テ	第 八 十 九 條 及 以 下 ノ 二 條 ハ 特 別 ノ 場 合 ニ 於 テ	第 八 十 九 條 第 九 十 條 及 第 九 十 一 條	ノ 十 リ 其 詳 細 ノ 説 明 ニ 至 テ ハ 担 保 編 ニ 於 テ
--	--	--	--	--	---	--	---	---